

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年5月1日から61年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を59年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年5月から60年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月15日から61年1月1日まで

昭和59年4月15日から、A社で勤務していた。所持している給与支払明細書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が61年1月1日からとなっていることに納得ができないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する給与支払明細書及び同僚（複数）の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間のうち、昭和59年5月から60年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、昭和59年5月から60年9月までを14万2,000円、同年10月から同年12月までを11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人が昭和59年5月1日にA社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後、事業主が行うべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出時等のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、これらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る59年5月から60年12

月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和59年4月15日から同年5月1日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月

昭和51年4月分の国民年金保険料を52年1月31日に支払った領収書を所持している。昭和51年4月に事業所に採用され、同月から厚生年金保険に加入しているので、この納付日から判断して、何らかの事情により役場から51年4月分の国民年金保険料の納付督促があったために遡って納付したのだと思う。ところが、年金事務所に照会したところ、この国民年金保険料は還付済みとの回答であった。還付された記憶もなく、また、還付が確認できる記録の提示も無いので、還付したとされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の印紙代金領収書から、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者であり、この期間を国民年金保険料の納付済期間とすることはできない上、この過誤納が判明した時点でほかに充当できる期間もなかったことから還付処理されたものであり、この事務処理に誤りは認められない。

また、特殊台帳には、過誤納について調査決定した時に記載することとされている還付対象期間及び還付金額が記載され、その金額に誤りもなく、還付に係る事務処理が適正に行われなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月まで
結婚した昭和 46 年 6 月に A 市役所出張所において夫婦一緒に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付書により郵便局か居住する団地内の銀行において納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所及び C 年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人には二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、先に払い出されている国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和 51 年 8 月）において申立期間の一部（昭和 46 年 6 月から 49 年 6 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、この払出時点よりも前に更に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、戸籍の附票から、申立人は昭和 51 年 8 月 2 日に D 市に転出するまで A 市に住所地があることが確認できるが、i) 納付済みとなっている申立期間直後の昭和 51 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料について、A 市が保管する国民年金保険料収納・収滞納一覧表では未納となっており、特殊台帳から、D 市において納付していることが確認できる、ii) A 市は、昭和 49 年 3 月まで国民年金保険料は印紙検認方式で収納していたと回答しており、申立期間の国民年金保険料を A 市に居住していた当時に納付書により納付したとする申立人の主張は事実と異なるなど、申立人が国民年金保険料を A 市において納付していた事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も同期間が未納となっている上、同期間は 58 か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月まで
結婚した昭和 46 年 6 月に A 市役所出張所において夫婦一緒に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付書により郵便局か居住する団地内の銀行において納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所及び C 年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人には二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、先に払い出されている国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和 51 年 8 月）において申立期間の一部（昭和 46 年 6 月から 49 年 6 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、この払出時点よりも前に更に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、戸籍の附票から、申立人は昭和 51 年 8 月 2 日に D 市に転出するまで A 市に住所地があることが確認できるが、i) 納付済みとなっている申立期間直後の昭和 51 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料について、A 市が保管する国民年金保険料収納・収滞納一覧表では未納となっており、特殊台帳から、D 市において納付していることが確認できる、ii) A 市は、昭和 49 年 3 月まで国民年金保険料は印紙検認方式で収納していたと回答しており、申立期間の国民年金保険料を A 市に居住していた当時に納付書により納付したとする申立人の主張は事実と異なるなど、申立人が国民年金保険料を A 市において納付していた事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も同期間が未納となっている上、同期間は 58 か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで
昭和 60 年 3 月に事業所を退職した後、加入手続についての記憶は定かではないが、国民年金保険料の納付書が役所から送付されてきたので、国民年金保険料を納付してきた。私の性分は払うか払わないかのどちらかであり、今の記録のように加入途中から払うことは無く、納付するのであれば国民年金に加入した当初から納付しているはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。このことは、申立人が国民年金手帳記号番号の払い出された時点において時効が完成していなかった申立期間直後の 61 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることとも符合する。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の状況及び国民年金保険料の納付状況に関する記憶が定かではなく、その状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた際の標準報酬月額が平成 11 年 8 月から著しく引き下げられているが、給与明細書に記載されている給与支給額はそれ以前の期間と余り変わっていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持している平成 11 年 9 月から 18 年 4 月までの期間及び同年 6 月から同年 12 月までの期間については、同給与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、申立てに係る事業所の元事業主は、経営状態が悪化していたため、実際の報酬月額にかかわらず、申立期間当時の標準報酬月額を引き下げて届け出た旨証言しているところ、申立期間のうち、年金事務所が保管する平成 16 年から 18 年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同資格喪失届に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録に遡って訂正された形跡は無いなど、行政の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月から 35 年 1 月 20 日まで
② 昭和 35 年 2 月 27 日から 36 年 1 月 20 日まで
③ 昭和 42 年 4 月から同年 8 月 24 日まで
④ 昭和 42 年 10 月 21 日から 43 年 10 月まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②について、B社に勤務した期間のうち申立期間③について、C社（現在は、D社）に勤務した期間のうち申立期間④について、厚生年金保険の被保険者記録が漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について不明であると回答している上、同社の元従業員からも申立人の勤務期間等について証言が得られない。

また、申立人は、当時の同僚について覚えておらず、当時の勤務状況等について確認することができない。

2 申立期間③について、B社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について不明であると回答している上、同社の元従業員からも申立人の勤務期間等について証言が得られない。

また、申立人は、当時の同僚及び正社員としての採用日時について覚えていないことから、当時の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録も確認できない。

3 申立期間④について、名称変更したD社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について不明

であると回答している上、C社の元従業員からも申立人の勤務期間等について証言が得られない。

また、申立人は、自身の姉がC社で一緒に勤務していたことを覚えているが、この姉からも申立人の当時の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人のC社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

- 4 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月15日から28年3月15日まで
② 昭和28年3月11日から32年1月1日まで
③ 昭和31年12月13日から33年1月1日まで

年金の受給手続の際、3度勤務したA社の1度目の勤務期間、B社及びC社で勤務した期間、2度目にA社で勤務した期間について、脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。

1度目にA社で勤務した期間については、昭和26年4月に脱退手当金を受給した記憶があるが、それ以外の3回の勤務期間については脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を受給した時期は申立期間①の前（昭和26年4月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後）であると主張しているが、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間①の前に脱退手当金の支給記録は無いこと、ii) 昭和26年当時、脱退手当金は厚生年金保険被保険者期間が6月以上20年未満の女性被保険者が婚姻又は分娩のため被保険者資格を喪失したときに支給すると規定されているところ、申立人は、当時の退職理由を花嫁修業のためと述べており、申立人が初めて婚姻したのは27年7月*日であることが戸籍から確認できること、iii) 申立人の旧台帳には、A社での1度目の勤務に係る被保険者資格の喪失事由は「解雇」と記載されていることなどから、当時、申立人は脱退手当金の支給要件を満たしておらず、申立人が主張する時期に脱退手当金を受給したとは推認できない。

また、支給された記録となっている脱退手当金の支給額は、1度目と2度

目のA社、B社及びC社における厚生年金保険被保険者期間の全てを計算の基礎として算出した法定支給額と一致している。

さらに、申立人から聴取しても申立期間③後に脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。